

ブンプロ、 二次募集中！

静岡県文化プログラム



【オリンピック・パラリンピック 文化プログラム】

オリンピック・パラリンピックは、スポーツだけの祭典ではありません。オリンピック憲章では、「オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するもの」とうたい、開催都市が「文化プログラム」を開催するように定めています。

2012年のロンドンオリンピック・パラリンピックでは、開催都市ロンドンだけでなく、イギリス全土で約11万7千件の文化プログラムが行われ、大きな成果を上げたといわれています。2020年の東京大会においても、日本全国で「文化プログラム」が実施されることになっており、静岡県では、様々な文化資源を生かしたプログラムが県内各地で展開されるよう地域の取組を促進していきたいと考えています。

【プログラムのねらい】

静岡県では、平成27年度に「オリンピック文化プログラムに向けた文化資源調査」、28年度には「オリンピック文化プログラム—モデルプログラム」を実施し、県内の文化資源や担い手の掘り起こし等に取り組むとともに、プログラム推進の経験を蓄積してきました。

このたび募集するプログラムでは、2020年に向けた複数年度の事業計画とともに2021年以降のビジョンを持つ複数年度に渡る取組を対象とし、A：文化・芸術振興プログラム、B：文化・芸術による地域・社会課題対応プログラムという二つの区分で、静岡県でのプログラム展開に取り組んでいただきます（あわせて、今年度のみ試行的に実施するプログラムを若干募集します）。

オリンピック・パラリンピックという国内外からの注目を広く集める機会を生かし、これまでは実現が難しかったプログラムに、長期的な視野をもって取り組む機会としていただきたいと思います。

また、実施に際しては、プログラム・コーディネーターが伴走し、状況に応じた支援を行います。共にプログラムを進めることで、効果的なプログラム運営を実現するとともに、オリンピック・パラリンピック終了後に、このプログラムでの経験、成果が継続し活用されるようになることが期待されます。

平成29年8月

静岡県文化プログラム推進委員会※

※ 静岡県の文化プログラム推進のため、県内の文化、スポーツ、経済、福祉、教育等の団体、各市町、静岡県、有識者により、平成28年5月に設立されました。

平成 29 年度 静岡県文化プログラム（二次）募集要項

1 対象となる内容

A 文化・芸術振興プログラム

静岡県の文化・芸術をリードし、その振興に寄与するプログラムで、以下の要件を満たすもの。

- ・既存事業ではなく、新たな取組であること
- ・先進性のある取組であること
- ・祝祭性のある取組であること
- ・静岡で実施する意義を持ち、広く地域に開かれた取組であること

B 文化・芸術による地域・社会課題対応プログラム

文化・芸術と他分野との協働により、地域や社会の課題に対応しようとするプログラムで、以下の要件を満たすもの。

- ・既存事業ではなく、新たな取組であること
- ・具体的な地域や社会の課題への対応を目指す取組であること
- ・他分野との協働の効果を見込むことのできる取組であること

※対象とならない内容

- ・宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- ・慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- ・サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等
- ・コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- ・既に企画制作されたパッケージを購入した公演や営利を目的とする公演
- ・展示物や制作物等の販売活動を主な目的とするもの

2 実施期間

平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月

3 プログラム対象期間

(1)平成 32（2020）年度まで（4 年度継続）

- ・平成 32 年度までの事業計画及び 33 年度以降に向けたビジョンを持つプログラムを対象とします。
- ・採択したプログラムについては、原則として平成 32 年度まで継続して推進委員会による負担金支援の対象となりますが、選考の結果によっては、単年度のプログラムとして採択する場合があります。
- ・平成 29 年度に選定された場合でも、平成 30 年度以降は改めて提案書を提出していただきます。その際、審査の結果によっては、選定されない場合もあります。

(2)平成 29 年度限定（単年度）

- ・平成 29 年度に試行的に実施するプログラムを対象とします。
- ・選定された場合は、平成 30 年度以降の単年度プログラムに応募することはできません。平成 32（2020）年度までの継続プログラムにのみ応募可能です。

4 実施場所

静岡県内

※静岡県内が主であれば、県外地域（海外を含む）との連携実施も可能です。

5 応募資格

静岡県内に拠点を置く民間団体・グループ（法人格の有無は問いません）

※市町は応募することができません。但し、民間団体・グループを主体とする実行委員会に参加することは可能です。

※次に掲げる法人その他の団体は、応募することができません。

- ・暴力団（静岡県暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第 2 条第 1 号に該当する団体）
- ・法人その他の団体、グループを構成する者に暴力団員（条例第 2 条第 2 号）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号）に該当する者があるもの

6 負担金による支援

プログラムに係る事業費の一部を推進委員会が負担します。

※負担金の対象となる経費については、別紙 1 を御覧ください。

区 分 項 目	平成 32 年度まで（4 年度継続）	平成 29 年度限定
負 担 金 額	1,000 千円～5,000 千円 ^(注)	1,000 千円～3,000 千円
負担金額の割合	(1) プログラムの実施者が、非営利の民間団体・グループの場合※ ※市町の外郭団体、公立文化施設の指定管理者、学校、公益法人、市町が加わる実行委員会等は該当しません。 ⇒対象経費の 4 分の 3 以内	
	(2) プログラムの実施者が、(1)以外の団体・グループの場合※ ※企業、市町の外郭団体、公立文化施設の指定管理者、学校、公益法人、市町が加わる実行委員会等はこちらに該当します。 ⇒対象経費の 2 分の 1 以内	

(注) 平成 29 年度（平成 30 年 3 月まで）分の金額です。30 年度以降、負担金の上限額は増額される可能性があります。

7 選定スケジュール

(1) 募集締切

- ・平成29年9月9日（土）消印有効※
※郵便、宅配便による応募のみ有効です。直接持込は受け付けません。

(2) 一次選考（書類選考）

- ・平成29年9月中旬
- ・選考結果は、9月15日（金）頃に通知します。

(3) 二次選考（一次選考通過者によるプレゼンテーション）

- ・平成29年9月27日（水）または28日（木）のいずれか…予定
- ・選考結果は、9月下旬頃に通知します。

(4) プログラム実施

- ・平成29年10月～平成30年3月中旬
- ・二次選考により選定されたプログラムの提案団体・グループには、プログラム・コーディネーター、専門スタッフとの協議に基づいた内容について推進委員会との間で協定を締結の上、プログラムを実施していただきます。

8 選考の視点

(1) 共通項目

- ・提案内容の具体性
- ・目的の明確さ
- ・文化・芸術の質
- ・事業計画、ビジョン（平成33年度以降）の妥当性
- ・収支予算の妥当性
- ・実施体制の確実性
- ・県内外へのアピール効果

(2) 文化・芸術振興プログラム

- ・提案内容が持つ祝祭性
- ・提案内容を静岡県で実施する意義

(3) 文化・芸術による地域・社会課題対応プログラム

- ・対象とする地域・社会課題の具体性
- ・他分野との協働内容の具体性
- ・地域・社会課題への対応の有効性

9 プログラム・コーディネーター、専門スタッフによる支援

推進委員会に所属するプログラム・コーディネーター、専門スタッフによる支援を受けながら、プログラムを実施していただきます。以下のような支援を予定しています。

- ・プログラムの内容、推進方法等に対する助言
- ・プログラム推進に必要なネットワーク形成支援
- ・アーティストとの仲介・調整支援

- ・地域との調整支援
- ・他のプログラムとの連携支援

10 応募方法

- ・封筒に赤字で「文化プログラム応募書類在中」と明記し、郵便、宅配便により応募書類（様式1～4）*を提出してください。事務局への持込は受け付けません。

※ウェブサイト (<https://www.shizuoka-ac.org> または、
<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-110/bunpro>) からダウンロードできます。

- ・参考資料の添付は可能です。
- ・提出先：〒420-0035 静岡市葵区七間町5-8 ミライエ七間町2階
静岡県文化プログラム推進委員会

11 相談会

次の日程で、文化プログラムの募集についての相談会を行います。

日	時間	会場
8月19日(土)	13時30分～15時30分	三島市民文化会館 第1会議室 (三島市一番町20-5)
8月19日(土)	18時00分～20時00分	静岡県文化プログラム拠点「七 Lab. (ナナラボ)」 (静岡市葵区七間町5-8 ミライエ七間町2階)
8月20日(日)	14時00分～16時00分	クリエート浜松 51会議室 (浜松市中区早馬町2-1)

※事前申込は不要です。直接会場へおいでください。

※推進委員会では、随時相談を受け付けています（土日祝を除く9時～18時）。

12 その他

- ・平成30年3月に開催予定の「文化プログラム報告フォーラム（仮称）」で、プログラムの実施結果等を報告していただきます。

13 お問い合わせ

静岡県文化プログラム推進委員会

TEL 054-273-8181 (9:00～18:00 土日祝を除く)

FAX 054-273-8183

e-mail info@shizuoka-ac.org

静岡県文化プログラム

検索 

(別紙1)

○負担金対象経費

費目	内容
企画制作費	企画料、調査費等
出演費、謝金	出演料、アーティストフィー、講師謝金、通訳謝金、日当等
制作費	作品等制作料（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等）、賃借料（美術作品—保険料を含む—、機材等）等
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費、（現地制作に係る）稽古場・作業工房等の使用料等
運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
賃金・社会保険料	事務整理賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限りです。
旅費	国内交通費、国外交通費、宿泊費等
通信費	郵送料等
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	消耗品費
委託費	業務委託費

※この表に準じて必要な費目を追加することは可能ですが、負担金対象の可否について、事前に事務局への確認が必要です。

○負担金対象とならない経費

○団体等の職員給与等人件費 ○団体等の維持管理費（事務所賃料、光熱水費、生活雑貨等） ○航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等） ○ビザ取得費 ○印紙代 ○振込手数料 ○手土産代 ○飲食に係る経費（取材・打ち合わせ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類） ○備品購入費 ○施設整備費 ○自ら設置又は管理する会場等を使用する場合の使用料 ○海外傷害保険、イベント保険等の各種保険料（美術品借用に伴うものは除く） ○予備費・雑費等使途が曖昧な経費

静岡県の文化プログラム—基本方針—

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会をスポーツ競技とともに構成する文化プログラムについて、私たちはこの方針に基づいて静岡県内において推進し、感性豊かな地域社会を実現するための「ふじのくに芸術回廊」*の実現を図ります。

※「第3期文化振興基本計画」参照。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-110/bunkasouzou/documents/plan3-all.pdf>

テーマ：静岡県で展開される文化プログラム全体に共通する考え方を表しています。

地域とアート*が共鳴する

※芸術文化だけでなく、生活文化、伝統芸能等を含んで幅広く捉えたもの。

目的：文化プログラムの推進を通じて、以下の実現を目指します。

- ・ 県内の潜在的な文化資源、地域資源、人的資源などを目に見えるかたちで示します
- ・ 他者との違いに価値を見出し認め合う環境を育みます
- ・ すべての人々が持つ創造性に基づく多様な生き方の可能性を提起します
- ・ 文化・芸術を、地域的・社会的課題への対応に生かします

取組のポイント：以下の点を重視して文化プログラムを推進します。

- ・ 多様性：地域、社会、時代、分野、国籍等における多様性を生かした展開
- ・ 多極性：大規模・一極集中的なプログラムではない、県内各地の潜在的な文化資源を生かした多極的な展開
- ・ 持続性：一過性のイベントではない、2020年以降を視野に入れた持続的な展開

取組目標：以下の目標に向けてプログラムを推進します。

1 人材の活用・育成に関すること

- ・ 実践的専門家による文化・芸術活動支援
- ・ 実践的専門家による文化・芸術活動を活用した社会的課題対応への支援
- ・ 実践的専門家やプログラムの担い手の育成

2 仕組みに関すること

- ・ 文化・芸術活動支援、文化・芸術活動の社会的課題への対応の基盤となるネットワーク形成
- ・ 文化・芸術の振興と地域協働のための新たな専門組織（例：地域版アーツカウンシル）の設置・運営

3 人材と仕組みの応用に関すること

- ・ 県内各地における文化・芸術活動を応用した地域・社会課題解決への取組
- ・ 伝統的文化、伝統的産業の掘り起こし、継承と今日的活用
- ・ 文化・芸術とスポーツの連携による新たな取組の提案
- ・ 交流人口の拡大による、人口減少等の課題への対応